

東京都 宿泊税の見直しに関する意見交換（第2回）

日時：令和7年8月22日（金）12：59～13：46

場所：東京都庁第二本庁舎31階 特別会議室21

《12:59 開会》

【小倉税制担当課長】

定刻より少々早い時間ですが、これより東京都主税局宿泊税の見直しにかかる意見交換会、第2回目を始めさせていただければと思います。

まず初めに、主税局長の武田より、本日ご参加の皆様にご挨拶申し上げます。

【武田主税局長】

主税局長の武田でございます。暑い中お集まりいただき誠にありがとうございます。

宿泊税は平成14年に制度を創設し、20年以上経過している状況です。皆様方も肌で実感なさっていると思いますが、都民の宿泊の状況や、他の自治体でも宿泊税を導入してきているなど、宿泊をめぐる環境・状況が変化している中、見直しに向けて検討を進めています。年内目途に素案を出していきたいと考えている中、本日は、実務を担っていらっしゃる皆様方から忌憚のないご意見を頂戴いただくため、この場を設けさせていただきました。

本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

【小倉税制担当課長】

ここで、会場にお越しの報道陣の皆様にご連絡です。ムービー撮影の皆様におかれましては、事前案内のとおり、お手数ですがこちらでご退出をお願いします。ペン記者の皆様につきましては、そのまま取材を続けていただけます。ご協力をお願いいたします。

それでは、本日まで出席いただいている皆様をご紹介します。

東京都ホテル旅館生活衛生同業組合から、工藤哲夫理事長様はじめ役員の皆様にご参加いただいています。よろしくお願いします。

【東京都ホテル旅館生活衛生同業組合 工藤理事長】

今日は2つの団体で参加しています。まず、東京都ホテル旅館生活衛生同業組合の理事長 工藤哲夫です。

【東京都ホテル旅館生活衛生同業組合 林副理事長】

総務を担当しています、林です。

【東京都ホテル旅館生活衛生同業組合 森永副理事長】

組織を担当しています、森永です。どうぞよろしくお願いします。

【東京都ホテル旅館生活衛生同業組合 野村副理事長】

財務を担当しています、野村と申します。よろしくお願いします。

【東京都ホテル旅館生活衛生同業組合 柳澤副理事長】

経営を担当しております、柳澤と申します。よろしくお願いします。

【東京都ホテル旅館生活衛生同業組合 戸村理事】

青年部を担当しております、戸村です。よろしくお願いします。

【東京都ホテル旅館生活衛生同業組合 工藤理事長】

他に、事務局長として花房事務局長が参加しています。

【日本旅館協会東京都支部 石井会長】

日本旅館協会東京都支部から参りました石井です。よろしくお願いします。

【小倉税制担当課長】

ありがとうございます。本日はどうぞよろしくお願いします。

今回の宿泊税の見直しに関する意見交換は、特定の方向性で取りまとめ等を行うものではなく、本日および後日開催する各回で頂いた様々なご意見について、それぞれ東京都で検討を行った上で、宿泊税の見直しにあたり適宜活用させていただくことを目的としています。

また、本日頂いたご意見については、事前にご了解頂いた上で、見直しの素案において掲載等させていただく可能性がありますので、ご理解いただけますと幸いです。

それでは、皆様からご意見を頂戴するにあたりまして、東京都より宿泊税の現状や都内観光の状況についてご説明をいたします。

資料1「宿泊税の見直しに関する意見交換」をご覧ください。

まず、都内観光の状況についてです。

2ページをご覧ください。コロナ禍で大幅な減少となった訪日旅行者は回復基調に

あり、中でも 2024 年の外国人旅行者数は約 2,500 万人と、コロナ前を上回り、過去最高を記録しております。

3 ページをご覧ください。都内延べ宿泊者数についてです。2024 年には 1 億 1,000 万人を超え、コロナ前を上回る水準となっております。内訳をご覧くださいますと、都外からの方が 8 割を超えているという状況です。また、一番右側ですけれども、2024 年をご覧くださいと全体の 5 割が外国人旅行者になっている状況があります。

4 ページをご覧ください。都内の観光消費額についてです。コロナ前を超える水準まで回復しており、日本人・外国人の合計で 9 兆円を超える規模となっております。

5 ページをご覧ください。宿泊料金に係る消費者物価指数の推移です。全国の消費者物価指数は、宿泊税が施行された 2002 年を 100 とした場合、2024 年で 1.4 倍を超える水準となっており、特にコロナ後に急速に上昇している状況があります。

次ページ以降、都における宿泊税の課税状況について説明します。

7 ページをご覧ください。東京都の宿泊税の制度概要です。都の宿泊税は観光振興施策の財源を確保するため、平成 14 年から施行されている法定外目的税です。都内の旅館・ホテルの宿泊者の皆様に対して、1 人 1 泊あたり宿泊料金で 1 万円以上 1 万 5,000 円未満の宿泊の場合に 100 円、1 万 5,000 円以上の宿泊に 200 円をそれぞれいただいています。旅館・ホテルの事業者の皆様は税を徴収いただき、都に申告納入をいただく特別徴収制度を採用しています。

8 ページをご覧ください。宿泊税の年度別の税収です。制度創設以降、コロナ前までは概ね 10 億円台から 20 億円台で年間の税収が推移していました。2020 年以降、コロナ禍の影響などもあり、税収が急減しています。一方、都内観光の回復とともに、足元の税収は伸びを見せており、2024 年の決算見込み額は 64 億円、本年度当初予算における年間税収が 69 億円を見込んでいます。

9 ページをご覧ください。宿泊税の申告データより、税率区分ごとにそれぞれ申告いただいた宿泊者人数をまとめたものです。コロナ前までは、宿泊料金 1 万 5,000 円以上、税率で 200 円の区分の申告人数は全体の 4 割程度で推移していましたが、近年では 5 割前後まで上昇する見込みとなっております。

10 ページをご覧ください。申告実績より、課税免除も含めた宿泊人数の割合を示したグラフです。暖色の課税免除の割合をご覧くださいと、記録が残る 2012 年以降、概ね 7 割前後で推移しています。2023 年の実績値では 6 割、2024 年及び 2025 年は、推定による参考値ですが、5 割程度となる見込みで、課税となる方の割合が徐々に増えてきている状況です。

次ページ以降は、宿泊税の用途についてです。

12 ページをご覧ください。都では、世界最高の観光都市の実現に向けて、東京の魅力の磨き上げや持続可能な観光の推進、観光 DX の加速など幅広い施策を展開してお

り、宿泊税はこれらの施策の財源として全額が活用されています。

13 ページをご覧ください。観光施策のうち、観光産業振興費と宿泊税の税収の推移を示しています。制度創設から長らく、宿泊税収は観光産業振興費の5割から6割程度にあたる規模となっていました。近年では両者の間に乖離が生じている状況となっており、観光施策の財源として普通税を用いる割合が上昇しています。

次ページ以降は他自治体における宿泊税の状況を示しています。

15 ページをご覧ください。全国の法定外税の状況です。宿泊税は全国12団体に施行されており、総務省の同意を受けて施行待ちの団体も含めると、全部で35団体に宿泊税が導入されており、法定外税としては現在最も多くの団体に導入をされている税となっています。

16 ページをご覧ください。法定外税は各自治体において、地域の状況等に応じて課税方式、税率などが採用されており、都よりも高い税率で段階式定額制を採用している団体や、定率制を採用する団体、一律定額としている団体など様々な方式が存在をしている状況があります。

次に、資料2「令和6年度宿泊実態に関するアンケート調査」をご覧ください。昨年度、都内の宿泊施設事業者の皆様にはアンケートを実施した結果について概略を説明します。

1 ページをご覧ください。アンケートの概要です。このアンケートは昨年10月から12月にかけて、都内の旅館・ホテル、簡易宿所、民泊のうち、連絡先を把握できた事業者様約4,100社の皆様へ実施しまして、434者の施設様からご回答いただきました。

2 ページをご覧ください。経営上の課題、必要な観光施策についてです。経営上の課題は、人手不足、施設の老朽化、収益性の向上等が回答の上位に挙げられています。次に、必要な観光施策ですが、東京都の観光産業の成長のために必要な取組として、観光まちづくり、バリアフリー化などの環境整備、人材確保やDXといった経営力強化などを求めるご意見がご回答が上位となっています。

3 ページをご覧ください。宿泊価格帯別の延べ宿泊者数です。ホテル・旅館は、1人1泊1万円未満が3割弱となっている一方で、3万円、5万円といったそれよりも高額な宿泊も一定数あるという結果になっています。また、簡易宿所・民泊については、1万円未満の宿泊が全体の9割となっています。

4 ページをご覧ください。宿泊料金の推移です。コロナ禍前と比較して料金が高くなったとの回答は6割となっており、5年後10年後の料金についての見込みは、現状の高水準を維持または高くなるとの回答が、6割から7割となっています。また、コロナ前後の価格の推移としては、グラフのとおり全体として上昇傾向となっています。

す。ホテル・旅館の最高料金は5万円から6万2千円と2割強上昇しており、最低価格も平均で1万円を超えているという結果となっています。また、簡易宿所・民泊の最高価格は平均が1万3千円超という結果となっています。

5ページをご覧ください。宿泊税の特別徴収実務についてです。宿泊税の納入申告書等の作成に際し、集計作業等が何らか発生するとの答えが約8割となっています。また、宿泊税を宿泊者の皆さまからいただく徴収のタイミングについては、宿泊施設での事後徴収が6割とご回答いただいています。

6ページをご覧ください。現在ご利用の方が宿泊税の対象となっていませんが、簡易宿所・民泊の皆様に、仮に宿泊税の徴収業務を行うこととなった場合にどのような影響があるかを伺っています。4割の方が1万円以上の料金設定がないため影響がないと回答している一方で、宿泊者への説明や徴収について課題感があるというご回答も頂戴している状況です。

資料1、2ともに残余の資料について、この場での説明を割愛しますが、それらを踏まえてのご意見を賜ればと思います。

次に、8月7日、先日の意見交換会で有識者の皆様からいただいた意見について、口頭となりますが概要をご紹介します。宿泊税の使途については、宿泊税を活用して行う事業の範囲のあり方や使途の広報について、より分かりやすい手法を、などといったご意見をいただきました。課税のあり方については、簡素性の観点から、一律定額あるいは一律の定率による課税が望ましいという意見や課税免除基準について引下げという意見、また民泊などへの課税といった点で幅広く意見を頂戴しました。

東京都からのご説明は以上です。ここからは、テーマごとに宿泊業界団体の皆様からご意見をいただきたいと思っています。

まず、都の観光の状況と、宿泊税の使途についてご意見をいただきたいと思っています。コロナ禍を乗り越えて東京を訪れる観光客は、急回復を遂げています。都としても、観光振興に向けた施策を継続的に展開していくために、宿泊税により、財源を安定的に確保していくことが重要だと考えています。また、宿泊税の充当対象事業、使途についてですが、地域特性なども踏まえて各自治体で様々な考え方が採用されています。引き続き、納税者の皆様、また宿泊施設事業者の皆様にご理解いただくために、使途のあり方についての検討が必要であると考えています。

東京都の宿泊施設事業者の皆様の状況、宿泊税の使途につきまして、ご意見をいただきたいと思っています。それではまず、工藤理事長からご意見いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

【東京都ホテル旅館生活衛生同業組合 工藤理事長】

まず所見を述べさせていただきますが、2002年にこの宿泊税ができる前年は、特別地方消費税という、主に我々宿泊業界や一部飲食店に絞られた税金が撤廃された年でした。その翌年に宿泊税を新たに導入するという話があり、我々もやっと念願の特別地方消費税を撤廃した後ということでかなり反対の意見が強かったです。それでも、当時の組合の理事長は、宿泊税を導入して、これから観光を東京都の産業の柱にするという大きな目標がある以上、それに対して我々も協力できることはしていくべきではないかという意見もありました。当時の産労局長のところへ直談判に行って、私もまだ当時青年部でしたので、籠城といったら叱られますが、何時間も滞在した記憶があり、そういう紆余曲折があって成り立った宿泊税です。

当時、この条例ができるにあたって、我々宿泊観光産業の意見もよく聞いていただき、その使途を観光目的に当ててほしいという付帯決議を付けさせていただいて、今日の姿があります。

当初の税収は大体15億円ぐらいという想定で聞いていましたが、資料を見ますと大体12億円ぐらいで推移していたとのことです。我々はコロナという非常に不幸な時期を経て、22～23年頃から急カーブで、外国人のお客様を中心にお客様が来られたということで、インフレや人手不足の影響もあって、宿泊単価もぐっと上がってきたという現実があるわけです。確か20年経った時点で、東京都も報告書を作って今後のあるべき姿を検討されたと聞いていて、確か、一昨年の税制要望の時にそういう打診があったように記憶をしています。当時は我々の業界、2022、23年で急激に回復をしてきたという道半ばだったものですから、あまり劇的な変更するのは好ましくないだろうと、特にホテル協会さんがそういう強い意見を持っていて、我々宿泊5団体は常に足並みを揃えて活動してきたこともありますので、確かに急回復の中での変化はよろしくないだろう、できれば少し様子を見てほしいと答えたと思っています。

その後回復も本物になり、我々もそろそろ上げてもいいのではないかと考えるようになりました。今、外国人の方が日本に来られると、物価が安い、物価が安いと。かの国はインフレで非常に高い生活をされていて、デフレの日本へ来れば、ガリバーの話みたいに違和感を感じるぐらいに安いという実感があると思います。我々、商売をしている者は今、光熱費、原材料費、色々なところでインフレの波が押し寄せてきています。人件費も多分そういうことになってくると思います。そういう意味で、これから先も宿泊料金は上がることが十分に予想されますし、当初の目的からすると1万円という課税免除基準額は低いと感じており、できれば3万円程度に引き上げていただきたいと思っています。

税率に関しても、定額制がいいのか、定率でやった方がいいのか、色々意見があると思いますが、税の公平性という意味で言ったら定率でやった方がいいのかなとも思

っています。いずれにしても、宿泊業界もコロナでまだ負の遺産を相当抱えています。我々も単年度的な収支はやっと黒字になることができたのですが、過去からの財務状況はどうかと言いますと、まだ債務超過の企業も多くあり、もう少し時間を与えていただき、債務超過の状況を脱し、正常な経営にこぎつけられればと思っていますが、仮に税率の変更等をするのであれば、是非 PMS やソフト変更の費用も相当かかりますので、そういうフォローもお願いしたいと考えています。

また、宿泊税の用途については色々な意見があると思います。私も 8 月の初めに東京都のシティプロモーションに参加し、オーストラリアに行っていました。会場には、東京や日本に関心を持つ、多くの旅行者や関係会社の方が来られておりました。日本に対するファンがこんなにいるのかと感ずるほどの状況でした。これも、宿泊税が導入されてから、観光部ができ、そして歴代の皆さん方がシティセールスやパンフレット作り、色々な形の情報発信をしてこられたものが、いま花を咲かせたものだ と解釈しています。

そういう意味で、これからも健全な産業育成のために宿泊税をうまく使っていただきたいと思っていますが、一番懸念するのは、オーバーツーリズムの問題です。東京は比較的キャパシティが大きいので、オーバーツーリズムを直に感ずることは少ないとは思いますが、それでもゴミ出しの問題や、タバコのポイ捨てなど、あとは最近大きな問題となっているのは、スーツケースを置いてかれてしまうことです。成田空港でも置いていかれるぐらいですから、当然我々宿泊施設のところにもいっぱい置いてかれます。一つ 2～3 千円ぐらいの処分費用がかかり、これも何とかしてほしいと案内を出していますが、逆に日本へ来て、日本の良い製品を買って古いものを置いていくということですから、経済の循環からすれば、それもやむを得ない部分もあるのかなと思いますが、そういった市民生活に影響を出すようなインバウンドの影の部分、これにはぜひスポットを当てていただき、宿泊税等の費用を使っていれば、観光産業がさらに国民にも受け入れられ、国の大きな柱、また都の大きな経済の柱になるような産業に育っていくのではないかと考えています。

私の方から以上です。

【日本旅館協会東京都支部 石井会長】

宿泊税の用途・目的というか、それで実現するか分からないのですが、この先、東京の観光をどうやって、やはり住民と観光客のあつれき、亀裂を一番に解消していただきたいです。それというのも、一部路線バス、うちの方の南千住から東京駅に出ているバスがありますが、南千住駅から東京駅に行く場合は、直通もありますが電車も混んでいる。そうすると、バスを利用の方がかなりいて、たまに見てみると、観光客だらけで住民が乗れないという状況が既に起きているんですね。これは報道には出

ないかと思いますが、こういう小さなところをまず改善させていかないといけないと思います。

今どうしたらいいかというと、やはり観光客と住民の棲み分け。ラッシュアワー時間帯は回遊させるとか、例えば都心、上野駅、東京駅、回遊バスを東京都で設けていただいて、朝の時間は観光客オンリーのバスを出してますよということができれば、ホテルの皆さんもそちらを使って、混雑する日比谷線の三ノ輪なんてまずスーツケースを持って乗れません。そちらに乗って時間はかかるかもしれないけれども、こちらご利用してください。観光客の方は比較的時間に余裕がありますので。そういう手段を、大きく直していただきたいと思います。以上です。

【小倉税制担当課長】

都内観光の状況、また、特に使途についてはオーバーツーリズム対策等に充てたらどうかとのご意見を頂きました。ありがとうございました。

今いろいろ頂いたご意見との重複が出てくるかと思いますが、次に、課税方式と負担水準について、追加のご意見等あれば伺えればと思います。

宿泊税については、各自治体で定額制、定率制といった課税方式が採用されています。都の現行制度は定額制で、税率は100円または200円という2段階となっています。一方で、他の自治体では、定額制または定率制による負担方式を設定されているという自治体もあります。

先ほど、課税方式について、公平性の観点からということでご意見いただきましたが、実務の観点も含め、課税方式について、先ほどのご意見に追加等あれば伺えますでしょうか。

【東京都ホテル旅館生活衛生同業組合 工藤理事長】

宿泊業も、宿泊施設の規模によって完全に機械化ができているところもあれば、比較的そういうものを手入力や台帳で管理しているところもあります。ですので、将来に向けては機械化していくのだと思いますが、実際の作業という観点で言うと、仮に機械化が進んでいないところには、それなりの補助やサポートをいただきたいと思っています。一般論として、機械が既に入っている施設であれば、定率制の方が公平性という観点でいいのかなと思っています。

組合理事長として、小さい施設のことも考えなければいけないので、一般論的に言えば、定額よりは定率の方が公平性が高いと思っています。何かこれに関して、ご意見があれば言ってください。

【日本旅館協会東京都支部 石井会長】

徴収方式ですが、施設によっては1万円の条件が一泊9800円、1万200円だったりすると、100円や200円を徴収するのに、最近はどうほとんどOTA（オンライン旅行代理店）で事前決済いただいているので、このオンラインの予約サイト上で徴収してしまう方式にしていいただければ、現場で100円や200円を徴収する手間が省けるとい状況になると思います。

また、旅行者の方に、東京都では宿泊税がかかると事前にお知らせして、この宿泊代の中に税額100円は入っていますという告知を、日本に入る前にご理解いただいて、宿泊税を払っているという自覚を持って東京に来てもらいたいと思っています。以上です。

【小倉税制担当課長】

ありがとうございました。公平性の観点で定率制というご意見、また徴収段階のことについてもご意見いただき、ありがとうございました。

【東京都ホテル旅館生活衛生同業組合 戸村理事】

青年部で仲間の状況も確認したので、具体的な部分で話したいのですが、PMSを基本的な多くの施設で入れていて、現状の段階制の宿泊税設定、そこを変える部分はある程度対応ができるのかなとは思っております。ただ、一方で定率にしまうと、根本的なシステムの変更が必要となったり、もしくはPMS自体根本的に入れ替えるという可能性も出てくるかもしれません。その場合はやはり莫大な費用発生はもちろんです。ホテル側でのオペレーションそのものを根本的に見直さなければならぬ。莫大なコストが発生しかねないという状況があります。

独立系ホテルで1万円以上のところでは、PMS自体が古く、手作業で宿泊者のリストを作成して、予約が入ったお客様の名前、人数、税額、決済方法と集計しています。オペレーション自体にかなりの負担があるので、制度が大きく変更となった場合、なかなか現実的に対応できないところもあり、宿泊税が発生する日にちをなるべく減らし、超繁忙期のみ絞って販売している状況がありますので、我々としては結局そういう売上の機会ロスも、宿泊税が発生することの1つのハードルによって阻まれてるという面もあります。

あとは、PMS、1万円未満の設定から5000円未満とか、その料金自体を下げるという部分については、非常に多くの反発の声が上がっているというのはあります。我々の仲間にはですね、レジャーホテル（ラブホテル）関係のメンバーも多く所属しており、宿泊税をどこまで対象とするかにもよりますが、現状レジャーホテル関係に関してはやはり1万円を超えるってことは少ないのですが、そこを下げた場合にどうして

もそこは対象になってくる。そうした場合にそこを対象とするのがいいのか。実際それで対象とした時に、どのように徴収するのか、システムをどうするのか、先ほどの問題と重なりますけども、その辺の対応も非常に難しくなるのではないかと思います。

特にレジャーホテルに関しては、東京都では補助金、助成金の対象外となるところがほとんどなので、宿泊税を徴収するということであれば、その辺りも対象にしていただきたいというご意見が会内であったので報告させていただきます。

【小倉税制担当課長】

ありがとうございました。PMS 含めた実務体制、それからまた課税対象についてご意見の追加を頂戴いたしました。ありがとうございました。

今いただいたご意見とも関連しますが、課税対象、課税免除についてご意見をいただきたいと思います。現状、都では1人1泊あたり1万円未満の宿泊について課税免除としています。ビジネスユースや修学旅行などでも利用される低廉な宿泊に配慮するという形で、免除基準の設定をしておりますが、一方で、他の自治体では修学旅行生といった、いわゆる人的要件に基づいた課税免除を行っている事例もございます。

また、簡易宿所・民泊の利用者につきましては、東京都以外の自治体では課税対象とされております。

今までも様々なご意見を頂戴したところですが、課税対象と課税免除について、その他のご意見あればいただければと思いますが、いかがでしょうか。

【東京都ホテル旅館生活衛生同業組合 工藤理事長】

繰り返しになるかもしれませんが、東京都の組合としては、3万円程度ということでは要望を挙げております。当時スタート時点で1万円という設定でしたが、当時の都内におけるシングル料金はだいたい5,000円から1万円ぐらいの範囲だったと思いますが、それよりは少し高めのところを利用する方から徴収するのだと。一般の経済活動にはそう影響の出ないようにという暗黙の解釈があったと思っています。それを考えますと、現在都内では、施設や地域によって違いますが、概ね1万5,000円から2万円ぐらいがシングル料金とっていて、その範囲が一般のビジネスマンや、普通に経済活動を利用される方とすると、そこよりはもう少し上の範囲、いくらかってなかなか難しいですが、ざっくり言えば3万円程度から課税対象にしたらどうかなというのが我々組合の意見です。

【日本旅館協会東京都支部 石井会長】

特に付け加える意見はありません。

【東京都ホテル旅館生活衛生同業組合 戸村理事】

京都の場合だと、修学旅行が多いと思いますが、東京に関しては、学校主催の修学旅行、研修旅行、部活動の遠征といったものが非常に多くあります。東京においてはスポーツ施設が多いということもあり、全国から、大学、企業など研修旅行もたくさんあります。学校団体での利用目的について、工藤理事長が申し上げた1万円という額を3万円にするということであれば、まず引がかかってくることはないとは思いますが、例えば1万円のままにする、それとも1万円よりも下げるということであれば、その辺も対象に含まれますので、そこを除外していただきたいというのが、正直なところです。

100名、200名を超えるような修学旅行であれば、一棟貸し切ったりとかあると思いますが、例えば全校生徒入れて10～20名といった、地方の小さい学校だと、旅行会社を通さず直接ホテルにご予約いただく場合もあります。そういった場合に、例えば旅行会社を通さないと、除外にならないではなくですね、そういう学校主催のものに関しては全て除外するとか、そういった明確な範囲設定をしていただきたいと思います。

私のところだと、海外の学生団体も受け入れていて、海外の学生を対象にするのかどうかという点も含めてご検討いただきたいと思います。

【小倉税制担当課長】

他にご意見よろしいでしょうか。課税免除の基準や、またその人的要件による範囲ということについてご意見を頂戴しました。ありがとうございました。

私ども東京都の方からは、お伺いしたい事項としては以上ですが、その他に、今回ご意見ございましたら、お伺いできますでしょうか。

【東京都ホテル旅館生活衛生同業組合 工藤理事長】

特別徴収申告納入の事務負担について、仮に、税率や課税方式の変更等あった場合には、それなりの事務変更費用がかかりますので、それに対する補助はぜひお考えいただきたいと思います。以上です。

【東京都ホテル旅館生活衛生同業組合 野村副理事長】

消費税もそうだと思いますが、ホテルにとって意外と運転資金に回っていく場合が多いと思います。そうすると、申告した時に結構な金額いっぺんに払うことになります。今のところ、消費税だと一定額以上だったら分割になる仕組みになっていると思うんですけど、宿泊税も結構納入額が大きくなってくのではないかと思いますので、運転資金に回らないよう、無理のないような納入ができる方式を入れていただければ

ればありがたいと思います。

【東京都ホテル旅館生活衛生同業組合 柳澤副理事長】

色々な議論があると思いますが、私たち観光関連事業者等に意見を求めるだけでなく、納税する側、観光に来られる方や都民の方にも意見を求めてほしいと思います。

浦安市の調査の中にあっただけですけども、観光客向けに使われていた予算が市民サービスにも向けてほしい、オーバーツーリズム対策に使ってほしい、インフラ整備や交通関連対策をとってほしい、市民は宿泊税免除にしてほしいというような意見が出ていたようです。

東京都では規模も大きいので、どこまで課税対象にするのか、そういった議論も含めて公平・中立・簡素という地方税の原則をよく考えて制度を作っていただきたいと思っています。

【東京都ホテル旅館生活衛生同業組合 工藤理事長】

参考までに聞きたいのですが、今回3回に分けたヒアリングの第1回目で、学識経験者の方からはどのような意見が出ていたのでしょうか。

【小倉税制担当課長】

冒頭で少し、触れさせていただいたところですが、課税方式につきまして、簡索性という観点で一律定額や定率制のどちらかがいいのではないかというご意見をいただきました。

使途については、情報開示が重要とのご意見をいただいております、また、使途の決め方を決めることが大事というご意見もいただいております。

課税対象、課税免除基準については、公平性の観点から民泊や簡易宿所に対して課税をすべきではないかというご意見はいただいております。政策目的に沿った免除は、課税免除よりも補助金などで対応すべきではないかなど、幅広いご意見をいただいております。

議事録を作成中ですので、また後日、公表とさせていただきます予定です。

【東京都ホテル旅館生活衛生同業組合 戸村理事】

宿泊税の使途の詳細を具体的にもう少し発表していただきたいなという意見が会内でありました。例えば何にいくら使ったのかをもう少し明確にしてほしいということと、これは私の個人的な意見ですけども、観光に使っていただくということで非常にありがたいと思う一方で、観光のうち宿泊は1つの部分でしかない。例えば、観光バスとか、免税店とか、税の公平性で言えば、そういうところにも課税いただきたいと

は思います。

これはご意見を伺いたいのですが、今後、家主不在型の民泊などに課税するとなった時に、実際に徴収ができない。具体的に申し上げますと、例えば、海外の方がオーナーさんでいらっしゃる。そういったところが、徴収義務があるにもかかわらず納税をしてこなかった。そういった場合にどのような対応をされるのか。実際そういった場合に、どのような段階を踏まれるかわからないですが、運営許可を取り消したり、そういったことはお考えになりますか。

【小倉税制担当課長】

今いただいたのは税制度の執行面のご懸念かと思います。現状、課税方式について検討しているところですので、そういったことも踏まえて制度設計についてこれから検討していくことになるかと思います。

【東京都ホテル旅館生活衛生同業組合 戸村理事】

我々、実際に施設を持って色々なところでルールを守って運用しているわけですし、家主不在型で、ゴミの問題とかオーバーツーリズムで地域とのあつれきを生んでいる部分もたくさんあると思いますが、宿泊税で我々が納めているものをそういったところに今後使われるとなると、なかなか容認したくないなという個人的な思いがありますので、よろしくお願いします。

【小倉税制担当課長】

その他ご意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、様々な観点から貴重なご意見を賜りました。ありがとうございました。ここで最後に、主税局長の武田よりご挨拶させていただければと思います。

【武田主税局長】

現場の生の声について、多岐にわたるご意見、現場の視点をお伺いすることができました。皆さんからいただいたご意見につきましては、私どもとしてもしっかり検討させていただきながら、今後の制度設計の中で活用させていただきたいと考えております。本日はお忙しい中、貴重なご意見頂戴いたしまして、誠にありがとうございました。

【小倉税制担当課長】

今回は9月2日に全日本ホテル連盟様、日本ホテル協会様からご意見を頂戴する予定です。今後とも東京都の税務行政にご理解・ご協力をいただければ幸いです。

本日はお忙しい中ありがとうございました。

以上
《13:46 閉会》